

## 公共測量成果のご利用について

令和 2 年 3 月 25 日

公共測量成果（現況図等データ）を、コピーやスキャンする等の行為は「測量成果の複製」（測量法第 43 条）にあたり、承認が必要な場合があります。

また、公共測量成果（現況図等データ）を使用して新たな地図等を作成する測量行為は「測量成果の使用」（測量法第 44 条）にあたり、承認が必要です。

### 測量法

#### 第四十三条（測量成果の複製）

公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

#### 第四十四条（測量成果の使用）

公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
  - 一 申請手続が法令に違反していること。
  - 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

なお、測量行為にあたらぬ場合であっても、印刷物及び書籍に公共測量成果（現況図等）を利用する場合は、掲載箇所にその旨の明示が必要です。

（明示例）

「この地図は、宮崎市現況図を使用したものである。」

「宮崎市現況図を掲載」

「宮崎市現況図に〇〇を追記して掲載」など

公共測量成果の使用に伴う、測量法の手続きについては、都市計画課にお問合せください。

宮崎市 都市整備部 都市計画課（計画係） TEL 0985-21-1811